

令和7年度全国高等学校総合体育大会
玉野市実行委員会協賛取扱要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、玉野市で開催される令和7年度全国高等学校総合体育大会「開け未来の扉 中国総体 2025」(以下「大会」という。)について、企業等から協賛の申し出があった場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(協賛の種別)

第2条 協賛の種別は次のとおりとする。

- (1) 競技種目別大会プログラムへの協賛広告
- (2) 協賛金、協賛物品
- (3) その他、会長が認めるもの

(募集)

第3条 協賛の募集は、文書による依頼、掲示、訪問等によるものとする。

(範囲)

第4条 広告掲載を行う位置、枠数等は、対象物の目的を妨げない限度において、令和7年度全国高等学校総合体育大会玉野市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)の定めるものとする。また、次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛として受け入れないものとする。

- (1) 公益財団法人全国高等学校体育連盟と協賛契約を締結している企業等と同一業種及び同一製品等を取り扱っている企業等の場合
- (2) 団体活動として、暴力主義的破壊活動を過去に行った又はその恐れがあると認められる企業等の場合。
- (3) 協賛事業を特定の政治、思想、宗教等の活動を目的に利用する又はその恐れがあると認められる企業等の場合。
- (4) 協賛事業の内容が、法令及び公序良俗に反する又はその恐れがある場合
- (5) 協賛事業の内容が、大会の品位を傷つける又はその恐れがある場合
- (6) その他、市実行委員会が不適当と認める企業等の場合

(申込方法)

第5条 協賛の申込方法については次のとおりとする。

- (1) 協賛の申込みは令和7年度全国高等学校総合体育大会玉野市実行委員会協賛申込書(様式第1号)により行う。
- (2) 市実行委員会は、協賛金を受け入れたときは、令和7年度全国高等学校総合体育大会玉野市実行委員会協賛金受領証明書(様式第2号)を、協賛物品を受け入れたときは、令和7年度全国高等学校総合体育大会玉野市実行委員会協賛物品等受領証明書(様式第3号)を協賛者へ発行する。

(区分)

第6条 協賛金については、大会の事業費に充てるものとし、物品の提供については、本市開催の競技種目別大会および広報活動または運営に関する諸物品として活用するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 市実行委員会は第5条の申込書の提出を受けた場合は、速やかに広告掲載の可否を決定する。

- 2 市実行委員会は、前項の可否を決定したときは、令和7年度全国高等学校総合体育大会玉野市実行委員会協賛広告掲載決定通知書（様式第4号）または令和7年度全国高等学校総合体育大会玉野市実行委員会協賛広告不掲載決定通知書（様式第5号）により、当該申込者に通知する。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は別表のとおりとする。

- 2 広告掲載料は、第7条の規定により広告掲載決定通知書を受けたもの（以下、「広告主」という。）は、市実行委員会が指定する期日までに一括前納するものとする。ただし、特別な理由があると、市実行委員会が認めたときは、この限りでない。
- 3 協賛金は、原則振込払いとする。
- 4 市実行委員会が必要と認める広告は、別表の協賛金額に依らず、無料で広告を掲載することが出来る。

(掲載内容の変更)

第9条 市実行委員会は掲載決定後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等（以下「広告物の内容等」という。）が第4条に定める掲載の範囲に抵触し、またはそのおそれがあると認められるときは、広告主に対し広告物の内容等の変更を求めることが出来る。

- 2 広告主が広告物の内容等の変更を希望する場合は、市実行委員会が定める日までに、令和7年度全国高等学校総合体育大会玉野市実行委員会協賛広告内容等変更申込書（様式第6号）（以下「変更申込書」という。）を市実行委員会へ提出し、市実行委員会の決定により広告物の内容等を変更することが出来る。また、変更申込書の提出の際には変更後の広告を添えるものとする。
- 3 第7条の規定は、前2項の規定による広告の変更について準用する。

(掲載の取下げ)

第10条 広告主が自己の都合により広告の掲載の取下げを求める場合は、市実行委員会が定める日までに、令和7年度全国高等学校総合体育大会玉野市実行委員会協賛広告掲載取下げ申請書（様式第7号）を会長へ提出するものとする。市実行委員会は取下げを承諾する場合は令和7年度全国高等学校総合体育大会玉野市実行委員会協賛広告掲載取下げ承諾書（様式第8号）により、当該申請者に通知する。た

だし、既に納付された広告掲載料については、これを返還しないものとする。

(掲載決定の取消)

第 1 1 条 市実行委員会は、次のいずれかに該当する場合は、令和 7 年度全国高等学校総合体育大会玉野市実行委員会協賛広告掲載決定取消通知書（様式第 9 号）により第 7 条に規定する決定を取り消すことが出来る。

- (1) 市実行委員会が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 市実行委員会が指定する期日までに広告物の原稿を提出しなかったとき。
- (3) 第 9 条における掲載内容の変更に対し、広告主が応じないとき。

また、(2) 又は (3) の理由により取り消された場合は既に納付された広告掲載料については、これを返還しないものとする。

(広告主の責務)

第 1 2 条 広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
- (4) 広告掲載された広告に関し、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、広告主の責任及び負担により解決するものとする。
- (5) 広告主は、広告の表示内容等について法令等の規制がある場合は、該当法令等を遵守しなければならない。

(協賛金の還付)

第 1 3 条 納付された協賛金、広告掲載料は返還しない。ただし広告主の責めに帰さない理由により広告掲載が出来ない場合で、かつ掲載期間の延長が困難な場合に限り、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

(協賛金または協賛物品等への謝意)

第 1 4 条 市実行委員会は、協賛金または協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して礼状その他の方法により謝意を表すこととする。

附 則

- 1 この要領は令和 7 年 5 月 1 9 日から施行する。
- 2 この要領は令和 7 年 9 月 3 0 日以降、その効力を失う。

別表

競技種目別プログラム協賛広告掲載料

対象	広告サイズ（A 4 判）	印刷色	協賛金額
ボクシング競技	1 ページ	カラー	1 0 万円以上
	1 / 2 ページ		6 万円以上
	1 / 3 ページ		4 万円以上
	1 / 4 ページ		3 万円以上
	1 ページ	モノクロ	5 万円以上
	1 / 2 ページ		3 万円以上
	1 / 3 ページ		2 万円以上
	1 / 4 ページ		1 万 5 千円以上
	1 / 6 ページ		1 万円以上